

浜松市「外国人材雇用事業所支援事業費補助金」のご案内

浜松市より、外国人材を雇用する事業所を対象とした補助金制度が公開されておりますので、ご案内いたします。

<浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金>

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokusai/tabunka/office_hojokin.html

★ 補助対象者（概要）

- ・ 浜松市内に主たる事業所を有する法人又は浜松市内で事業を営む個人であること
- ・ 高度外国人材または介護人材を雇用する又は雇用を予定する者であること。

※高度外国人材とは、在留資格「高度専門職」「経営・管理」「法律・会計業務」「研究」「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」の者をいいます。

※上記在留資格の外国人材を昨年または今年度雇用開始した企業が対象になります。

※介護人材とは、在留資格「介護」及び介護福祉士の登録を受けた「特定活動（EPA）」の者をいいます。

★ 補助対象事業（概要）

- ・ 外国人材の住宅確保にかかる事業
- ・ 外国人材の定着支援にかかる事業

詳細は上記リンクよりご確認ください。